

京都市告示第376号

平成19年6月20日京都市告示第103号（建築基準法に基づく事務に係る手数料の減額又は免除の細目）の一部を次のように改めます。

平成30年10月26日

京都市長 門川 大作

第1項各号列記以外の部分中「第7条」を「第12条」に改め、同項第1号ただし書を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行します。

(都市計画局建築指導部建築審査課)